

公共事業事前評価調書

事業プロフィール

[評価調書作成者 森林保全課長 大和 一浩]

【事業概要】

事業名	治山事業 (流域保全総合治山事業)
ふりがな 地区名	ごかのしょうちく 五家荘地区
事業箇所	八代市 地内
事業担当課(室)	農林水産部 森林保全課 (治山班 内線38344)
事業期間	令和6年度 (2024年度) ~ 令和10年度 (2028年度) (5年間)
総事業費	960百万円 (うち県費480百万円)
事業内容	治山ダム(新設)10基、スリット式ダム1基 治山ダム(機能強化)1基、山腹工5箇所 森林整備50ha
事業目的	<p>当該地区(五家荘地区)は、森林面積約1万9千ha(国有林30%、民有林70%)で、八代市の森林面積の約4割を占めている。また、当該地区の森林は、木材生産だけでなく、川辺川の上流でもあることから球磨川流域の水源地としても重要な役割を果たしている。</p> <p>このような中、令和2年7月豪雨により、山腹崩壊及び溪流の荒廃が発生し、不安定土砂が溪流内に堆積するなど森林の持つ公益的機能の低下が懸念されるとともに、今後の豪雨により土砂が下流域に流出した場合、甚大な被害を及ぼす恐れがある。</p> <p>このため、崩壊地及び荒廃溪流を復旧するとともに、溪流内に堆積した不安定土砂の流出を抑制する治山事業を実施し、森林の公益的機能の回復を図ることで、下流域住民の生命・財産を保全することを目的とする。</p>

【現況写真】



写真① 溪流荒廃状況



写真② 山腹崩壊状況

(事業着手前の状況)

【写真①】

不安定土砂が溪流内に堆積するとともに、溪流荒廃が進行している。

【写真②】

山腹斜面が崩壊し、山腹下部に崩壊土砂が不安定な状態で堆積している。

【 検討状況 】

技術的難易度	標準的な工法で実施可能
費用便益比	B/C = 1.46
事業比較 <small>〔 事業を実施しない場合や代替案を含めて事業実施についての比較検討を行った内容(ソフト対策も含む) 〕</small>	<p>本事業は、令和2年7月豪雨により、山腹崩壊及び溪流の荒廃が発生し、下流域に大量の土砂が流出したため、災害防止の対策を講じるものである。</p> <p>このまま放置すれば、今後の降雨により、溪流に堆積している不安定土砂が土石流となって流下し、下流域へ被害を及ぼすことが懸念される。</p>
関係法令等の手続きの把握・完了状況	<ul style="list-style-type: none"> ・文化財保護法 事前協議済 ・自然公園法 特別地域内は実施時に協議予定 ・県立自然公園条例 特別地域内は実施時に協議予定 ・土壤汚染対策法 実施時に届出予定

【 周辺状況 】

関連事業	<ul style="list-style-type: none"> ・川辺川ダム砂防事務所において、地区内で砂防事業が計画されているため、連絡調整会議等を通じて連携して土砂対策を進める。
市町村、地元の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・八代市から治山事業の推進について要望されており、市の事業推進体制も整っている。 ・川辺川の土砂流出対策として、五木村からも強い要望を受けている。
説明会の開催状況と関係者の意向	<ul style="list-style-type: none"> ・治山事業実施地区ごとに説明会を開催予定。 ・事業実施に係る関係者からの土地使用承諾については内諾済。

【環境影響】

① 緑・自然生態系への配慮

	環境配慮事項	該当地域の有無等
1	希少な野生動植物や特定植物群落などの生息や生育地域及びその周辺地域に該当しないか。 (計画区域内の一部に特定植物群落や絶滅危惧種分布情報がある。施設整備において、希少な野生動植物の生息又は生育が確認された場合は、自然保護課及び学識経験者と連携して施設配置の見直しや移植等を検討する。)	有
2	生態系の保全に重要な湿地、湿原、干潟又は藻場は存在しないか。	無
3	気候緩和、防災や景観保全機能に重要な役割を持つ森林、草原、街路樹等の緑資源が存在しないか。 (計画区域内の森林の一部は水源涵養、土砂流出防止機能を有する保安林であり、機能低下した荒廃森林の整備を行うことで、保安林機能の維持回復を図る。)	有

② 地形・自然景観への配慮

	環境配慮事項	該当地域の有無等
1	自然景観資源、特異な地形・地質・自然現象等の優れた自然地形及びその周辺地域に該当しないか。 (計画区域内の一部は、九州中央山地国定公園及び五木五家荘県立自然公園に指定されている。事業実施においては、所管部署と協議を行い、必要に応じて周辺環境へ配慮した工法を検討する。)	有
2	湧水、滝・溪谷、自然海岸など希少な自然地形及びその周辺地域に該当しないか。	無
3	自然地形の改変(切土、盛土)、構造物の設置、緑化等を実施する際の配慮を要する地域に該当しないか。 (計画区域内の一部は、九州中央山地国定公園及び五木五家荘県立自然公園に指定されている。事業実施においては、地形の改変が最少となるよう計画するとともに、緑化においては外来種子の使用を極力控える。)	有

③ 水資源への配慮

	環境配慮事項	該当地域の有無等
1	水量、水質の保全に重大な影響を及ぼす水道水源等の上流域に該当しないか。 (市管理の水道水源及び淡水魚養殖場や各家庭の生活用水に影響がないよう配慮する。)	有
2	河川、海域、地下水等を汚染するおそれのある地域に該当しないか。 (川辺川の最上流部に位置しており、工事に伴う濁水を抑制するため、工事施工に配慮する。)	有
3	地下水量あるいは地下水かん養量を減ずるおそれのある地域に該当しないか。	無

④ 生活環境への配慮

	環境配慮事項	該当地域の有無等
1	<p>史跡・名勝・天然記念物、歴史的建造物、町並み等有形の文化財及び埋蔵文化財等への配慮を要する地域に該当しないか。 (地域内に埋蔵文化財の存在が確認されている。各施工箇所の特当の有無については、例年行われる文化課からの照会において確認のうえ実施する。)</p>	有
2	<p>大気汚染、騒音、振動、悪臭への配慮を要する地域に該当しないか。</p>	無
3	<p>周辺地域への日照障害、電波障害、光害や風害の防止への配慮を要する地域に該当しないか。</p>	無
4	<p>住宅地や集落地などの地域コミュニティ分断への配慮を要する地域に該当しないか。</p>	無
5	<p>水辺へのアプローチの確保と親水空間の創出に配慮を要する地域に該当しないか。</p>	無

事業評価表

評点：「必要性」、「重要性」、「緊急性」、「効率性(事業効果)」の評価

評価項目	評価内容	配点	判定	評点
①重要性	1) 事業計画の位置付け	5	b	4
	2) 事業の広域性(市町村合併支援)	5	b	4
		10	計	8

評価項目	評価内容	配点	判定	評点
②必要性	3) 特定地域振興	5	b	4
	4) 土砂流出の防止	10	a	10
	5) 森林の公益的機能の向上	10	d	4
	6) 山地災害危険地区の有無	15	a	15
		40	計	33

評価項目	評価内容	配点	判定	評点
③緊急性	7) 地域の安全性向上	10	c	6
	8) 災害発生の頻度	10	a	10
	9) 他事業との関連性	10	c	6
		30	計	22

評価項目	評価内容	配点	判定	評点
④効率性(事業効果)	10) 費用対効果の算定	20	a	20
		20	計	20

合計	100	評点	83
----	-----	----	----